

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成17年3月25日京都市条例第51号）（都市計画局建築指導部指導課）

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号。以下「法」といいます。）の施行により、建築基準法の一部が改正されることに伴い、関係する条例の規定を整備することとしました。

この条例は、法の施行の日から施行することとしました。

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第51号

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部改正)

第1条 京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

(京都市都市計画関係手数料条例の一部改正)

第2条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中「第52条第9項前段、第10項前段又は第13項」を「第52条第10項前段、第11項前段又は第14項」に、「第57条の2第3項前段」を「第57条の5第3項前段」に、「第85条第4項前段」を「第85条第5項前段」に改める。

(京都市建築基準条例の一部改正)

第3条 京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第43条中「第85条第4項前段」を「第85条第5項前段」に改める。

(京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部改正)

第4条 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第3項前段中「第85条第4項前段」を「第85条第5項前段」に改める。

附 則

この条例は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成16年法律第67号)の施行の日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)